

宮古上布製作（緋くくり・染色）委託業務 公募型プロポーザル募集要項

1. 業務内容

（1）業務名

宮古上布製作（緋くくり・染色）委託業務（以下、本業務という）

（2）業務期間

契約日の翌日から令和 8 年 2 月 27 日

（3）業務内容

別紙「宮古上布製作（緋くくり・染色）委託業務特記仕様書」のとおり

（4）予算限度額

1 点あたりの予算限度額は 991,800 円

なお、この金額は予算の限度を示すものであり、本市がこの金額で契約することを約するものではない。

（5）製作点数

4 点（1 団体の応募点数は 1 点までとする。）

2. 応募資格

次の要件をみたす個人もしくは複数人でのグループとする

- （1）国指定重要無形文化財「宮古上布」の製作の各工程（洗濯・砑打ちを除く）の経験を有すること。
- （2）地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者。
- （3）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用しないことについても同様とする。
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- （5）国税、県税、市町村税、その他公金を滞納していないこと。
- （6）その他、法令に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

3. 応募手続き

（1）応募に必要な書類の配布

①本市ホームページからのダウンロード

- ・掲載場所：本市ホームページ＞事業者向け情報＞募集＞宮古上布製作（緋くくり・染色）委託業務に係る公募型プロポーザルについて

②窓口配布

- ・配布期間は、令和 7 年 6 月 20 日（金）15:00 までとし、本市開庁日の 8:30～12:00、

13:00～17:00 の時間帯で配布する。

- ・配布場所は、宮古島市教育委員会生涯学習振興課窓口とする。

(2) 応募申込

- ・複数人のグループで応募する場合は、代表者が申込みを行う。
- ・E メールにより応募を申し込んだ場合は、受信確認を行うこと。応募申込を行っていない場合、図案（デザイン）・製作方法提案書は受けつけないので注意すること。

1) 申込み期限 令和7年6月20日（金）17:00 必着

2) 提出書類 応募申込書（様式1）

3) 提出方法 持参又はEメール。持参の場合は、本市開庁日の8:30～12:00、13:00～17:00 の時間帯で受け付ける。

4) 提出先 「11. 問合せ先」参照

(3) 応募に関する質問

1) 受付期間 公表日～令和7年6月30日（月）15:00 までとする。

2) 提出方法 質問票（様式2）をEメールもしくは、持参して提出する。

3) 回 答 質問受付後、5日以内（土日祝日のぞく）にEメールにより回答する。
持参した場合は、電話連絡の後に、宮古島市役所生涯学習振興課で受取るものとする。

(4) 図案（デザイン）・製作方法提案書等の提出

1) 提出期限 令和7年7月18日（金）17:00 必着

2) 提出物 「5. 図案（デザイン）・製作方法提案書等について」参照

3) 提出方法 郵送または持参。郵送の場合は、提出期限内必着とする。持参の場合は、本市開庁日の8:30～12:00、13:00～17:00 の時間帯で受け付ける。電子メールおよびファイル転送サービス等による提出は認めない。

4) 提出先 「11. 問い合わせ先」参照

5. 図案（デザイン）・製作方法提案書等について

(1) 提出する図案（デザイン）・製作方法提案書等

No.	提出書類の種類	備考
1	図案	様式自由
2	図案（デザイン）・製作方法提案書	様式3-1、3-2
3	業務工程表	様式4
4	業務実施体制	様式5
5	製作者の活動経歴等	様式6
6	経費見積	様式自由
7	納税証明書（国税、県税、市区町村税）	代表者の納税証明で3ヶ月以内

- 1) No.1～6：6部
 - 2) No.7：1部
 - 3) 提出する図案（デザイン）・製作方法提案書は、1応募につき1案とする。
- (2) 図案（デザイン）・製作方法提案書の内容（様式3-1、3-2）
- 仕様書の内容を踏まえて下記事項について記すこと。仕様書の内容以外にも有益な提案があれば記載すること。
- 1) 特定テーマに対する図案・製作方法書案
- 宮古上布は、人頭税制時には、女性の租税の対象とされ、過酷な労働形態のもとで製作されてきた。税制撤廃後は、宮古島の一大産業分野として発展し、多くの宮古上布が生産されるようになった。これらの歴史の背景を踏まえ、本業務の特定テーマを「宮古上布の可能性を拓く」とする。古くから伝えられてきた国指定重要無形文化財「宮古上布」の指定要件の技術を受け継ぎ、ベースとしながら、現代の技術者による感性に基づいた、これからの宮古上布の可能性を拓き、市内外へ宮古上布の魅力を発信することを目的とする。
- (3) 業務工程表（様式4）
- 図案作成、緋くくり、染色の各工程の実施時期を記す。
- (4) 業務実施体制（様式5）
- 本業務を行う体制について、代表者およびグループ構成員の氏名、並びに本業務に携わる内容について記す。
- (5) 製作者の活動経歴等（様式6）
- 代表者および本業務に携わる構成員の経歴等について、個人ごとに作成する。特に、実績においては、国指定重要無形文化財「宮古上布」の指定要件に係る技術を有する部分は、その内容が分かるように明記する。なお、宮古上布保持団体が主管する伝承者養成事業についても指定要件における技術の実績を有するものとする。
- (6) 経費見積書（様式自由）
- 本業務を実施するにあたり必要と考えられる一切の費用を見積もること。見積に係る経費については、単価、数量等を明記すること。
- (7) 図案（デザイン）製作方法提案書等の作成に係る留意点
- 1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とすること。
 - 2) 用紙は、A4版とすること。提出書類の種類ごとに左上ホチキス止めとする。両面印刷、色摺り可とする。
 - 3) 文字サイズは、10ポイント以上とすること。
 - 4) 提出した図案・製作方法提案書の差し替えは原則認めない。ただし、担当技術者の病休、死亡等のやむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者の配置とし、市の了解をえなければならない。

6. 提案辞退

応募申込書を提出した者が、図案（デザイン）・製作方法提案を辞退する場合は、図案（デ

ザイン）・製作方法提案辞退届（様式 7）を持参又は郵送にて提出すること。提出先は、「11. 問合せ先」を参照。

7. 受託候補者の選定

受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という）において、図案（デザイン）・製作方法提案の内容や経費等についてプレゼンテーションを行った後、その内容を審査する。委員評価の合計点が高い 4 者を優先交渉権者とし、次点のものを次点交渉権者とする。但し、評価点が同点の場合は、経費の見積価格が低い者を優先する。

（1）選定委員会は、非公開で行い、審査経過に関する問合せには応じない。

（2）以下の基準に基づき総合的な評価を行う

評価項目	評価基準	配点
事業目的の理解度	本事業の目的を理解し的確に把握しているか	2 0
特定テーマに対する技術提案	特定テーマに対しての理解度・製作提案に対する評価	3 0
製作技法の妥当性	図案、手ゆい・手括り、染色の技術に対する評価	2 0
業務フロー、工程の妥当性	全体フロー、工程は、季節的な条件変化等を踏まえて妥当であるか	1 5
担当者資質	担当者及びグループの者の実務経験は十分か。	1 5

（3）プレゼンテーションは、以下のとおり実施する。

1）実施日：令和 7 年 7 月 25 日（金）

2）場 所：宮古島市役所 3 階会議室①

3）所要時間：30 分（説明 20 分、質疑 10 分）

ア. 開始時間は、応募者へ個別に通知する

イ. プレゼンテーションの順番は図案（デザイン）・製作方法提案書の受付順とする

ウ. プレゼンテーション出席者は 1 提案者 4 名以内とし、実際に業務に携わる者の出席を必須とする。

エ. 電子黒板、接続ケーブルは本市で用意する。プレゼンテーションを実施するにあたり必要となるパソコン等の機器は、応募者で用意すること。

オ. プレゼンテーションにあたり、追加資料の配布は認めない。

（4）結果の通知

選定結果は、選定委員会終了後、各提案者宛に書面により通知する。

8. 契約の締結

優先交渉権者に選定された者は速やかに本市と契約交渉にあたり、提案内容・契約の詳細について協議し、双方合意の後に本業務委託契約を締結する。なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と協議に入るものとする。

(1) 使用する苧麻

契約にともない、製作に使用する糸は、宮古島市教育委員会で準備した苧麻糸の中から、優先交渉権者が選択する。

(2) 契約金額

図案(デザイン)・製作方法提案の際に提出された経費見積書を参考見積として受領する。優先交渉権者から見積書を新たに徴取し、本市が設定する予算限度額の範囲内であると確認したうえで決定する。

(3) 業務完了時における契約金額の支払い方法

業務完了時の支払は、受託者から提出される成果品の検査合格後に、受託者からの請求書に基づき支払を行う。

(4) 契約保証金

宮古島市契約規則(平成22年規則第4号)第26条第1項により契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、同条第3項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

9. スケジュール(予定)

令和7年6月9日 応募申込書および質問票の受付開始

令和7年6月20日 応募申込書の提出期限(17:00 必着)

令和7年6月30日 質問票受付期限(15:00 まで)

令和7年7月18日 図案(デザイン)製作方法提案書類等の提出期限(17:00 必着)

令和7年7月25日 プレゼンテーション実施および優先交渉権者の選定

令和7年7月30日 受託者の決定及び契約締結

10. その他留意事項

(1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失効又は無効とする

ア. 応募資格のない者が提案したとき

イ. 業務実施上の条件を満たしていないとき

ウ. ひとりの者が複数の提案をしたとき

エ. 書類等に虚偽の記載をしたとき

オ. 所定の日時及び場所に書類の提出やプレゼンテーションを行わないとき

カ. 誤字、脱字等により極端な意思表示が不明確であるとき

キ. 送信した電子メール、提出した電子ファイルにマルウェアがふくまれていたとき

ク. その他、審査評価に影響を及ぼすような不誠実な行為を行ったとき

(2) 図案(デザイン)製作方法提案書等を受理した後、提案者による加筆・修正は、原則認めない。

(3) 提出書類の収集・作成・送付およびプレゼンテーションの応募に係る一切の費用は提案者の負担とする。

(4) 提出された図案(デザイン)・製作方法提案書は返却しないものとする(提出された

書類は本業務選定でのみ使用し、提案者の承諾なく使用しない。

1 1. 問合せ先

〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里 1140 (宮古島市役所 3 階)

宮古島市教育委員会 生涯学習振興課 文化財係

担当：久貝弥嗣 (くがい みつぐ)

TEL：0980-72-3764

E-mail：k.mitsugu@city.miyakojima.lg.jp